

図表18 諸外国におけるタクシー運転者に係る規制

| | |
|------------------|---|
| 米 国 (ニューヨーク) | ① 市のタクシー・リムジン委員会からタクシー運転者免許を取得しなければならない。 |
| | ② 免許を申請する者は一定の資格が必要であり、また、同委員会による地理試験等に合格しなければならない。 |
| | ③ 免許の有効期間1年 |
| 英 国 (ロンドン) | ① 運輸大臣からタクシー運転者免許を取得しなければならない。 |
| | ② 免許を申請する者は一定の資格が必要であり、また、警視庁(現在はロンドン市交通局)による地理試験、実技試験に合格しなければならない。 |
| | ③ 免許の有効期間3年 |
| 独 国 (フランクフルト) | ① 州政府が定めた行政庁から旅客運送証を取得しなければならない。 |
| | ② 旅客運送証を申請する者は一定の資格が必要であり、また、州政府が定めた行政庁による地理、関連法規の試験に合格しなければならない。 |
| | ③ 旅客運送証の有効期間3年 |
| 仏 国 (パリ) | ① 警視総監から運転者適格証を取得しなければならない。 |
| | ② 運転者適格証を申請する者は一定の資格が必要であり、また、試験委員会による運転技能、法令、地理の試験に合格しなければならない。 |
| | ③ 適格証の有効期間3年 |

出典：「ハイヤー・タクシー年鑑2003年版」